



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第53号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県物品等調達規則の一部を改正する規則

（総務事務センター） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県物品等調達規則の一部を改正する規則（規則第44号）

1 規則の概要

- (1) 指定消耗品の購入単価及び購入先の決定は、総務事務センター長が行うこととした。（第2条第2号・第8条・第9条関係）
- (2) 共通経費の契約金額及び契約先の決定並びに支払は、総務事務センター長が行うこととした。（第2条第7号・第22条関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県物品等調達規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第44号

島根県物品等調達規則の一部を改正する規則

島根県物品等調達規則（平成13年島根県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、隠岐支庁長、県民センター所長又は県民センター各事務所長（以下「総務事務センター長等」という。）」を削り、同条第7号中「総務事務センター長等」を「総務事務センター長」に改める。

第8条中「総務事務センター長等」を「総務事務センター長」に改める。

第9条の見出し中「変更」の次に「並びに購入実績の通知」を加え、同条第1項及び第2項中「総務事務センター長等」を「総務事務センター長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 総務事務センター長は、指定消耗品（総務事務センター長が別に定めるものを除く。）の毎月の購入実績を関係する本庁等又は部局の長に通知するものとする。

第22条中「総務事務センター長等」を「総務事務センター長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。